

質問に対する回答について
工事名) 秋田自動車道 黒沢トンネル工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>技術提案書作成説明書 P.3 5(2)④に「設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない」と注意事項の記載があります。評価対象としない事項は、特記仕様書 P56 の 32-1 に記載の(1)～(10)の事項のみと考えてよろしいでしょうか。特記仕様書 P57～58 の「32-5 ICT 土工の活用について」および「32-6 遠隔立会」に関する技術提案は「評価対象とする」と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>技術提案の評価対象としない事項は、特記仕様書 32-1 (1)～(10)の事項他、入札公告の技術提案に記載のとおりです。</p> <p>また、特記仕様書「32-5 ICT 土工の活用について」および「32-6 遠隔立会」は、受発注者双方の生産性向上に資する技術提案であれば評価の対象とします。</p>
2	<p>入札説明書 P.8 技術提案評価項目②の「切盛土工（品質管理、出来形管理、安全管理等）における受発注者双方の生産性向上（ICT 活用等）に資する技術提案」について、「提案を求める切盛土工の範囲」は「本線における切盛土工のみ」と考えてよろしいでしょうか。「本線における吹付のり砕工、切土補強土工」、「越中畑盛土場における盛土工」は技術提案の対象範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>「本線における切盛土工」及び「越中畑盛土場における盛土工」は評価の対象となります。</p> <p>なお「本線における吹付のり砕工、切土補強土工」は技術提案の対象範囲に含まれません。</p>